○電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第一条の二 法第八十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。(登録認定機関に係る登録の有効期間)	政令で定める期間は、三年とする。第一条 電気通信事業法 (以下「法」という。) 第八十五条の四第一項の(登録講習機関に係る登録の有効期間)	改正案
で定める期間は、五年とする。 第一条 電気通信事業法 (以下「法」という。) 第八十八条第一項の政令(登録認定機関に係る登録の有効期間)		現